

令和7年度 提案公募型地域活性化事業

「地域づくり部門」募集要領

1 提案公募型地域活性化事業とは

この事業は、住民団体やボランティア団体、NPOなどの住民組織の自主的・自発的な活動を支援するために、住民と協働して自治体経営の推進の理念に基づき、その活動に対して必要な財源と権限を移譲して、住民自治を促進するために創設しました。

2 地域づくり部門とは

自治区や住民団体などに対し、コミュニティ活動や地域活性化に必要と認められる経費の一部を補助します。

3 補助額と対象経費

- (1) 1事業 **5万円以上**のもので、補助額は補助対象経費の2分の1以内、補助限度額は**20万円**
※予算の範囲内及び実績に応じた支給です。予算は議会成立後に確定します。
- (2) 対象経費は、需用費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他
※団体構成者の人件費や食糧費、団体を運営するための経費や備品購入費など、事業実施に直接関係しない経費は対象外

4 対象事業

- (1) 「まちの未来計画（岡垣町第6次総合計画）」の方針に合致したもの
- (2) コミュニティ活動に必要と認められるもの
- (3) 他の補助制度で補助を受けていないもの
- (4) 宗教活動や政治活動、営利目的でないもの
- (5) 単年度で事業を完了できるもの
※町から補助金を受けている団体などの申請も可能ですが、同じ内容ですでに補助を受けている場合は対象外

5 対象団体

- (1) 自治区、住民団体、ボランティア団体、NPOなど民間の非営利団体であること。法人格の有無は問わない。※民法上の公益法人や社会福祉法人など、特別法の法人、営利企業などは除く
- (2) 不特定で多数の住民の利益（公益）増進に役立つ活動をしている団体、それをこれからしようとする団体。（代表者、規約等が整備されていること。単なるグループではなく、団体としての目的と意思、継続できる組織であること）
- (3) 10人以上の団体

(4) 政治活動、宗教活動団体、暴力団を除く団体

6 事業の流れ

時 期	内 容
令和7年1月24日	募集開始
令和7年3月3日	募集締切
書類提出後（1 か月程度）	書類審査
書類審査後（1 週間程度）	審査結果通知（事業採択可否の通知）
令和7年4月から令和8年3月まで	事業実施
事業終了後（1 か月程度）	事業報告書の提出
事業報告書の審査後（2 週間程度）	補助金の支払い

※事業予算は3月議会成立後に確定します

7 申し込み

令和7年3月3日（月）までに次の書類を地域づくり課に提出

- ・企画提案書（様式第1号）
- ・収支予算書（様式第2号）
- ・団 体 調 書（様式第3号）
- ・事業計画書（様式第4号）

8 問い合わせ

岡垣町役場 地域づくり課コミュニティ係
電話 282-1211（内線288）